

## パブリックコメントの実施結果

- 1 意見の募集期間 平成21年12月11日 ~ 平成22年 1月10日
- 2 意見の数 21件
- 3 御意見及び県の考え方

### (1) 条例の趣旨や内容の周知

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>条例に事業者や県民の責務を規定するとしているが、実際に排出量を削減していくためには、まず、条例の趣旨や内容を十分に県民や企業に理解してもらう必要がある。大変な作業かとは思いますが、条例の内容を知ってもらうためにどのような方策を進めていくのか検討してほしい。</p>	<p>条例の趣旨・内容を県民の皆様や事業者の皆様にご理解いただくために、県政広報番組・「県政かわら版」・県ホームページでの紹介や、啓発用リーフレットの作成・配付など、あらゆる媒体を活用した普及啓発を積極的に進めていきたいと考えています。</p> <p>また、これらの取組に加え、地域振興局・支庁単位で条例の趣旨・内容に関する説明会を開催し、周知を図っていききたいと考えています。</p>
<p>内容を拝見して、例えば、カーボンオフセットとか、なかなか素人の私にはわからないような言葉がいくつか出てきました。私たち県民がこの条例をきっかけとして温暖化対策を自分のこととして考えるようになるためには、とにもかくにもこの条例の内容をみんなが理解して、自分たちの条例として身近に感じるようになることがいの一歩だと思います。</p> <p>たぶんこれからパンフレットとか作られるんだろうと思いますが、大人はもとより、中学生・高校生、小学生にもわかるような解説をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>	<p>子どもから大人まで全ての県民の皆様に条例の趣旨・内容をご理解いただけるようなわかりやすい啓発用リーフレットの作成を工夫したいと考えています。</p>

### (2) 取組主体別の責務

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>環境保全活動団体を特別に位置づけておられるのは良いことだと思いますが、おそらく衛自連や生活学校などを指すものと思いますが、環境保全活動団体の定義を行っていただくとよりわかりやすくなると思います。</p>	<p>「環境保全活動団体」とは、NPO、任意団体など地球温暖化の防止に寄与する活動に取り組む様々な団体を広く指しています。</p> <p>なお、団体によっては、年度によって事業内容が変わったり、一年のうち、一定期間に限って温暖化対策に取り組んでいる団体等もあり、明確な線引きはむずかしいと考えています。</p>
<p>事業者の定義がいわゆる企業だとすると、企業でもない、環境保全団体でもないというような各種団体、社会の中では公益法人から同好会などに至るまで、多様な団体があります。あらゆる主体が一丸となって取り組むべき事柄でもありますので、これらの一般団体も位置づけておいてあげることが必要だと思います。</p>	<p>地球温暖化対策は、社会全体で取り組む必要があることから、環境保全活動団体以外の団体については、県民と同様にそれぞれの活動の中で温暖化対策に取り組んでいただけるよう、普及啓発を図っていききたいと考えています。</p>

御 意 見	県 の 考 え 方
この分野では中心的役割を担う、法で定められた組織である「地球温暖化防止活動推進センター」を計画の中に、明確に位置づけていただきたいと思います。	平成22年度に策定を予定している「地球温暖化対策実行計画」において、地球温暖化防止活動センターの果たすべき具体的な役割を位置づけていきたいと考えています。
「一時滞在者の責務」をあげられたのは、とても素晴らしいことだと思います。観光立県を目指す上から重要です。	-

(3) 温暖化対策に係る総合的な計画

御 意 見	県 の 考 え 方
条例に関するものではありませんが、実行計画については、実効性のある具体的な施策をしっかりと盛り込んでいただくとともに、必要な予算化を進めていただければと思います。特に、排出量の伸びが見られる民生部門の施策については、家庭・事業所共にしっかりとした施策が必要です。	平成22年度に予定している「地球温暖化対策実行計画」の策定に当たっては、今後示される国の具体的な施策も参考にしながら、本県の産業構造等を踏まえ、実効性のある施策を検討したいと考えています。

(4) 県の率先実施

御 意 見	県 の 考 え 方
「 」から「 」で示されたような内容についての目標設定と取り組み状況の公表を率先するということも必要かと思えます。	「地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の実施状況については、毎年1回公表することとしています。

(5) 事業活動に係る地球温暖化対策

御 意 見	県 の 考 え 方
事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの把握に努めるものとされていますが、中小企業は、温室効果ガス排出量の把握の知識を持たないことから、どのようにしたら良いのかわからないと思います。なにがしかの対応をしていただければと思います。	温室効果ガス排出量の算出方法等については、地域振興局・支庁単位で開催する説明会等において、周知を図っていききたいと考えています。 また、県地球温暖化防止活動推進センター（鹿児島市山下町 TEL 099-805-0158）においても、お問い合わせに対応することとしております。
温室効果ガス排出抑制計画書の作成等について、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者（特定事業者）の該当要件（鹿児島県内での事業活動を対象とすることや省エネ法との関連性等）を明確にすべき。 また、対象となる温室効果ガスを明確にすべき。	温室効果ガス排出抑制計画書の提出については、省エネ法における取扱に準じ、県内のエネルギー使用量が1,500kl以上の事業者を対象としたところです。 また、対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素を考えています。
県内における当社事業所（営業所等）につきましても、鹿児島支店でとりまとめ、対応したいと考えておりますが、問題ないでしょうか。	問題ないと考えます。

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者は、計画書を提出するとありますが、実際の集計実務や計画づくりなど担当者の負担が少ない内容であることを期待します。</p>	<p>計画書の記載内容については、一部は、省エネ法による届出書の写しを添付して提出することができるよう事業者の負担軽減に配慮したところです。</p>
<p>実行計画の内容になるかもしれませんが、県内において排出量の取引ができる仕組み作りができると、経済活動との連携が回り出すのではないかと思います。そのために県で削減クレジット認証する制度や機関をオーソライズしてみたいかがでしょうか。可能なら(I S O等の)E M Sによって削減できた量もクレジット化できるとE M S導入のインセンティブになるのではないかと思います。</p>	<p>排出量取引については、国においてその導入に向けた検討がされているところであり、県においても、森林整備によるCO2吸収量等を認証できる仕組みづくりを検討したいと考えています。</p>

(6) 農林水産業に係る地球温暖化対策

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>この中で農業機器や漁船などのB D F利用やエコドライブなどを加えてはいかがでしょうか。</p>	<p>条例では、温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動や再生可能エネルギーの利用促進を規定したところであり、具体的な施策について、平成22年度に策定を予定している「地球温暖化対策実行計画」の施策の中に盛り込むことを検討していきたいと考えています。</p>
<p>バイオマス資源の積極活用なども必要かと思えます。</p>	

(7) 家庭生活における温暖化対策

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>温室効果ガスの削減目標は計画で定めるとしているが、鹿児島県の温室効果ガス排出量は、平成17年度時点で、平成2年度と比べて、15.6%増加しており、中でも民生業務部門と民生家庭部門の伸び率が大きい。よって、増加しているこの2つの部門を中心として削減を図っていくべきである。</p> <p>排出量削減のためには、業務部門における企業の取組みだけでなく、家庭部門からの取組みが重要になると思う。しかし、規制をかけることは難しいと思われるため、今後、家庭部門でどの程度減らすべきとするのか、県全体の削減目標を示して取組を促進する必要がある。また、具体的にどのようにして減らせば良いのかを示すなど、家庭からの取組の啓発を図るべきだと思う。</p>	<p>家庭における温室効果ガスの削減は重要な課題であることから、平成22年度に策定を予定している「地球温暖化対策実行計画」において県全体の家庭部門の削減目標を設定するとともに、環境家計簿の活用等、省エネ活動の普及啓発など、よりわかりやすく、実効性のある施策を検討していきたいと考えています。</p>
<p>電気会社やガス会社の領収書には、毎月の使用量や金額が記載されています。領収書に記載された電気やガスの使用量によって、どの程度温室効果ガスが発生しているのか、実感として皆が理解できれば、取組みが進むと思われます。そこで、家庭ごとの温室効果ガスの排出量を領収書に記載してもらったら良いと思います。</p>	

(8) 交通及び自動車に係る地球温暖化対策

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>公共交通機関や次世代自動車に加えて自転車の活用を記述してみてもいかがでしょうか。公共交通機関等の「等」の中に含まれていることが定義されればそれでも良いかもしれませんが。</p>	<p>御意見等を踏まえ、自転車の利用促進についても条例に位置づけたところです。          なお、平成22年度に策定を予定している「地球温暖化対策実行計画」において、本県における排出量の実情を踏まえ、交通及び自動車に係る具体的な地球温暖化対策について盛り込むことを検討していきたいと考えています。</p>
<p>ウの中で「可能な限り」という表現がありますが、全国的に見て運輸部門からの排出量の割合が多い本県の実情を鑑み、この部門への対策を県が積極的に取り組んでいく姿勢を明確にしめしていくことが必要かと思えます。</p>	

(9) その他

御 意 見	県 の 考 え 方
<p>こういう条例は、おそらく他の都道府県にもあるものだと思いますが、せっかく鹿児島でも条例を作るのですから、ぜひ鹿児島にしかない内容のものにしていただきたいと思えます。県民が、うちの県には、他の県にはないこんなに素晴らしい条例があるんだよって胸を張れるような内容のものにしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>屋久島における豊富な再生可能エネルギー（水力）を活用したCO<sub>2</sub>の発生が抑制された先進的な地域づくりや、CO<sub>2</sub>を削減する有力な手法である「カーボンオフセット」の取組促進、森林の適切な整備を行った場合について温室効果ガスの吸収量を認証する取組など、特徴的な内容を盛り込んだところです。</p>
<p><sup>21</sup> 私は奄美の出身ですが、奄美は今屋久島と同じ世界自然遺産登録に向けて行政の方だけでなく、みんなが一丸となって頑張っています。          今度の条例は温暖化対策推進の条例ということで世界自然遺産と直接関係はないかもしれませんが、屋久島と並べて奄美での取組も記載していただき、温暖化対策にどンドン取り組んでいただければ、同じ環境関係で奄美のイメージアップにつながり、遺産登録にもプラスになるような気がしますでしょうか。</p>	<p>屋久島は、島内の電気のほとんどを再生可能エネルギーである水力発電で賄っていますが、このことが県内の他の地域にはない大きな特徴となっています。このことから、今後、電気自動車の普及促進などの施策を展開することにより、温室効果ガスの排出が抑制された先進的な地域を目指すこととしており、本県の地球温暖化対策のモデル的な取組として、条例に位置づけたところです。</p>